○厚生労働省告示第五十三号

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六十一条第一項の規定に基づき、健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

表福岡県の項中「、糟屋郡粕屋町」を削る。

○農林水産省告示第二百九十八号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の七第三項、第四項第一号及び第二号並びに第百二十三条第一項第二号の二口の規定に基づき、平成二十八年一月二十六日農林水産省告示第百七十三号（収穫基準共済掛金率等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月二十八日

農林水産大臣　山本　有二

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び北海道庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示による改正後の平成二十八年一月二十六日農林水産省告示第百七十三号の規定は、平成三十年産（昭和六十一年一月二十三日農林水産省告示第百三十七号（農業災害補償法の規定に基づき特定の収穫共済の共済目的の種類等に係る果樹等につき農林水産大臣が定める期間を定める等の件）第三号及び第四号に掲げる果樹に係る収穫共済（以下「短縮方式による収穫共済」という。）にあっては、平成二十九年産）のりんごに係る共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、平成二十九年以前の年産（短縮方式による収穫共済にあっては、平成二十八年以前の年産）のりんごに係る共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月二十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　栃木県那須烏山市三箇字堀ノ内二六七二の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字堀ノ内二六七二の三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須烏山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月二十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　栃木県鹿沼市上永野字名幸地二三三六、二三三八から二三四〇まで、二三四四、字嶋田唐ツ沢二三三七の一、字鹿ノ久保二三四五から二三五〇まで、二三五二から二三五五まで、字下真平口二三五六、二三五七、字下真平口二三五八、字上真平口二三五九、二三六〇、字時ノ巣二三六一、字蛇口久保二三六二、字蛇口久保二三六三、字岩久保二三六四、字曲ケ久保二三六五、字島田胡桃久保二三六六、字島田玉畑二三六七、二三六八の一、二三六八の二、字島田ナキ西二三六九、字島田ナキ東二三七〇、二三七一、字島田坂鼻二三七二、字島田チカヤ久保二三七三、字嶋田細久保二三七四、字嶋田荷久保二三七五、字嶋田美入口二三七六から二三七八まで、二三八〇、字島田朴木久保二三八一、字嶋田長引場二三八二から二三八四まで、字嶋田段ノ木沢二三八五、二三八六、二三八七の一、二三八七の二、字嶋田麦ノ内二三八八から二三九一まで、字探シ久保二三九二、字嶋田墓ノ久保二三九三、字島田口二三九五、字島ケ沢二三九六、字裏山二三九七の一、二三九八、二三九九、二四〇〇の一、二四〇一、字谷久保二四〇二の一、二四〇三の一、字上ノ山二四〇四の一、字蕪根口二四〇五、二四〇六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月二十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　栃木県那須郡那珂川町大山田下郷字仲ノ内三〇四八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月二十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　栃木県那須郡那珂川町矢又字入ノ沢二八六五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月二十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　栃木県宇都宮市竹下町字飛山河原四三〇の一（次の図に示す部分に限る。）、四三〇の六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字飛山河原四三〇の一・四三〇の六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び宇都宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）